

震などの被災地の復旧復興に七千二百七十五億円を計上いたします。

また、公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に一千八十一億円を計上いたします。さらに、今後の災害対応等を勘案した予備費の追加に一千億円を計上いたしております。

これらの財源としては、建設公債の発行とともに、平成二十九年度決算剰余金の一部等で対応することといたしております。

この結果、平成三十年度一般会計予算の総額は、当初予算から歳入歳出共に九千三百五十六億円増加し、九十八兆六千四百八十四億円となっております。

次に、特別会計予算につきましても、所要の補正を行っております。

以上、平成三十年度補正予算の大要について御説明をさせていただきました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（金子原一郎君） 以上で平成三十年度補正予算一案の趣旨説明は終了いたしました。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてください。

これより質疑に入ります。蓮舫君。

○蓮舫君 立憲民主党の蓮舫です。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 生産性という言葉をどう使うか、いろんな議論があるところなんでしょうけど、子供をつくるがつからないかといふことに関しても生産性という概念を当てはめるのは間違っているんだろうと、このように考えておられます。

○蓮舫君 自民党の杉田議員が、月刊誌新潮さんが廃刊となるきっかけとなつた寄稿、LGBTのカップルは子供をつくりない、生産性がない、税金をそこに使うことがいいのかと、これ書かれました。どうお考えですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 答えていいるところを傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによって国民の負託に応えていかなければならないと考えています。

○蓮舫君 答えていません。若ければ許されるんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 答えていいると思いますが、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによって国民の負託に応えていかなければならないと考えています。

○蓮舫君 細心の注意がなかつた。その結果、月刊誌が発売された七月十八日以降、抗議声明が相次ぎました。自民党本部の前、全国各地で抗議活動も行われました。このことは御存じでした。

りません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによって国民の負託に応えていかなければならぬと考えております。

○蓮舫君 安倍総理は、総裁選の間にこの件について問われると、まだ若いですから、これから注意しながら仕事をしていってもらいたい。これ、同じ認識ですか、今も。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今申し上げましたように、内閣、与党、野党を問わず、国民から選ばれた一人一人の政治家は、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによって国民の負託に応えていかなければなりません。

○蓮舫君 答えていません。若ければ許されるんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 答えていいると思いますが、自身の発言で関係者を傷つけることのないよう細心の注意を払わなければなりません。その上で、政策を磨き、結果を出すことによって国民の負託に応えていかなければならないと考えています。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 存じております。

にします。

○蓮舫君 そして、杉田議員本人がようやく記者の取材に答えたのは、寄稿してから三か月後の十

月二十四日。誤解を招いたことを心苦しく思う、傷ついた方がいらっしゃることは大変重く受け止めます。謝罪も撤回もしていません。

これは、抗議活動とか様々な声明は誤解だったんだしようか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） それは御本人が説明していることなんだろうと思いますが、党としての考え方は既にお示しをしているとおりです。

○蓮舫君 世の中に待機児童なんて一人もいない、待機しているのは預けたい親でしょ、SNSに何度も発信。離別の場合、シングルマザーになるのはある程度自己責任、ドメスティック・バイオレンスなんて場合もあるかもしれないが、厳しいことを言うと、そんな男性を選んだのはあなたでしょように終始する。（資料提示）月刊誌へのシングルマザーを売りにするなどの寄稿。国会では、男女平等は、絶対に実現し得ない、反道徳の妄想ですか、女性にしか子供を産めないことをネガティブに捉える社会になってしまった、その結果、DVが蔓延し、離婚が増加、少子化や貧困の原因になりますと国会で発言しています。

厚労大臣、正しいですか、この認識。

○国務大臣（根本匠君） まあ、私とは意見を異

○蓮舫君 総理、いかがお考えでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） その発言について、私、確認しているわけでございませんので…

：（発言する者あり）いやいや、それを私自身が確認させていただいておりませんのでコメントのしようはございませんが、それが事実であるとすれば、今、根本大臣が答弁したとおりであります。

繰り返しになりますが、私自身は確認しておりません。

○蓮舫君 事実を私は調べて今御紹介をさせていただいている。

この杉田議員は、安倍総理と同じ派閥、総理の地元山口県連に所属、さきの総選挙では自民党的な比例単独候補。自由民主党で選ばれた議員のこれらの発言、生産性がない発言等を含めて、処分はしなくていいという判断ですね。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 処分するかどうかといったことは党で判断をしていくことでありますが、先ほど申し上げたとおり、自身の発言がどういう影響を及ぼすかということに常に細心の注意を払っていくべきだろうと、このように思いました。

○蓮舫君 その程度の認識というのに愕然といったします。これ、また引き続き伺いますが。

次に、政府は新たに外国人労働者を受け入れる

在留資格を新設。これは、総理、単純労働者の受け入れを認めるものですか。

○国務大臣（山下貴司君） お答えいたします。

今回の新たな受入れ制度につきましては、一定の専門性、技能を有する外国人を即戦力として入れるものでございます。

したがって、政府としては、例えば特段の技術技能、知識又は経験を必要としない労働に従事する活動を行う外国人を受け入れる政策については、

これを取ることは考えておりません。

○蓮舫君 いや、よく分からぬ。

つまり、これまでの単純労働の受入れは原則禁止との方向は変わらないんですね。

○国務大臣（山下貴司君） 新たな受入れ制度についてお尋ねですので、今回の新たな受入れ制度については、特段の技術、技能、知識又は経験を必要としない労働に従事する活動を行う外国人を受け入れる政策ではないということです。

○蓮舫君 一ページに資料を付けさせていただきました。

新設するという特定技能一号資格の外国人労働者には、相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる。この相当程度とは何でしょうか。

○国務大臣（山下貴司君） これは、今後、政府基本方針において検討しようということではござ

いますが、現段階で、例えば、業務を遂行するに

当たり、監督者の指示を理解し業務を遂行する」とができる、又は自らの判断により業務を遂行できる能力というのがこれに該当しますが、この技能に達するために、やはり相当期間の実務経験などを有する者というものを考えております。

○蓮舫君 いや、全然分かりません。

相当程度の技能とはどのレベルでしょう。

○国務大臣（山下貴司君） それぞれの業種、受け入れ分野ごとに業所管庁が定める試験等において確認されるものでございますが、先ほど申し上げたように、やはりそれぞれの分野、業種において業務を遂行するに当たり、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行することができる、自らの判断により業務を遂行することができる能力、そしてそれを取得するには相当期間が必要のことと、これについては業所管省庁と緊密に連携を、連絡を取り合った上で今後決めていくということになると思います。

○蓮舫君 全く分かりません。唯一分かったのは、業種ごとに所管省庁が相当程度の技能を決めるということです。

今回、十四業種が想定されているといふことですが、例えば、これ、国交大臣、ちょっと聞いていいですか。宿泊業の相当程度の技能水準とは何ですか。

○国務大臣（石井啓一君） 御通告ありませんで

したので今詳しい資料が手元にないのですが、ただいま検討しているところではないかというふうに思っております。

○蓮舫君 閲議決定をして、それにサインをされ、今後基本方針を決定して、業種を各担当省庁が決めていくんです。

じゃ、ちょっと簡単に聞きます。ベッドメーキング、これは相当な技能を有しますか。

○国務大臣（石井啓一君） 宿泊業の中の相当程度の技能ということだと存じますが、それについては現在検討しているところかと存じます。

○蓮舫君 何を検討するんですか。ベッドメーキングが単純労働か相当程度の技能かを検討しているんですか。

○国務大臣（石井啓一君） ベッドメーキングが該当するかどうかは今ちよつと手元にはつきりお答えできる資料はないのですが、宿泊業として求められる相当程度の技能ということを全体的に検討しているという状況であります。

○蓮舫君 宿泊業として求められる相当程度の技能。食事の配膳はどうでしょう。

○国務大臣（石井啓一君） 御通告ありませんでしたのでちょっと手元に詳しい資料がないのですが、全体的に検討している状況といふことあります。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 御静聴に。

○蓮舫君 濟みません。通告しなくとも、後から後から疑問が出てくるものですから。

じゃ、例えば、外食業で相当程度の知識、経験という技能は何ですか。

○国務大臣（山下貴司君） 全般的に業種横断的な技能レベルについて、これについて、先ほど申

し上げたように、一定の専門性、技能を有する業務ということを決めていく。その中で、先ほど申し上げたように、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行できる、自らの判断により業務を遂行できる能力について、今、各省庁が検討、精査していくところです。そういうふうに考えております。

○蓮舫君 法務大臣は各省庁が今検討していると、言う、例えば国交大臣に聞いたら全く分からぬと言ふ。どっちですか。

○国務大臣（山下貴司君） 今の段階では検討、精査をお願いしているところであります。そういうことで、今、検討、精査が終わり、きちつと、

○蓮舫君 ところで、今、検討、精査が終わり、きちつと、はあるわけでございますけれども、そういうふうに検討していきたいと思います。

○蓮舫君 相当程度の技能水準は、検討が終わってから法務審議が始まりますか。

○国務大臣（山下貴司君） まず、この法律の立て付けとして、その法律が認める在留資格の大枠が決まらなければならない、そしてそれに基づいて政府方針が決まらなければならない、その政府方針に基づいて分野別方針が決まるという論理的な順序になっております。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○蓮舫君 在留資格の大枠こそが、どの分野、どの業種で働くか、ある程度の技能かということに当てはまるんじゃないですか。それを先送りして資格だけつくるというのは間違っていると思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣（山下貴司君） これは入管法に定める在留資格の仕組み、規制の仕方について御理解を賜りたいんですが、この入管資格全体について、具体的な内容というのは省令に委ねているところであります。上陸審査基準省令と言われておりますが、そういった具体的な内容を法務省令で定めることでございます。

それを定めるまでの手順について、まず法律を決めていただく、そして政府として閣議決定をしていただく基本方針をまず決めていただく、そして分野別方針を決めていただく、それで基準省令等に落とし込むと、これが論理的な順序というところで御理解賜りたいと思います。

○蓮舫君 この分野でどういう仕事に就いてもらおうかが分からぬ。

そして、報道で、来年四月からは十四業種、四万人の受入れを想定とニュースで配信されているけど、これ事実ですか。

○国務大臣（山下貴司君） 分野につきましては、閣議決定されました法案において、人手不足、人手の確保が必要な産業上の分野ということになります。その中身については今後検討ということになります。

○委員長（金子原一郎君） 速記を再開してください。

○蓮舫君 在精査中でありますけれども、恐らくこれは本年八月の概算要求時に初年度の受入れ見込み数を算出した数字について言及されたものだと思いますが、これにつきましても現在精査中であり、政府として今回の法案による外国人材の受入れの見込み数をなるべく近日中にお示ししたいと思っております。

○蓮舫君 近日中とはいつですか。そして、何人入れるんですか。

○国務大臣（山下貴司君） これは、近いうちに法案の審査に資するようにしつかりと出していきたいというふうに考えております。人数につきましては現在精査中でございます。

○蓮舫君 人手不足の実態と需給バランスをまずお示しください。

○国務大臣（根本匠君） 人手不足の実態と需給バランスの数といふのは、有効求人倍率があるわけですね、有効求人数と有効求職者数。その資料を出せと言われば出せますが、どの分野、あるいは全体、お話をいたいただきたいと思います。

○蓮舫君 いや、私は有効求人倍率は理解しています。

○委員長（金子原一郎君） 速記を止めてください。

○國務大臣（根本匠君） いろいろあると思いますが、厚生労働所管でいえば有効求人倍率で人手不足の状況が把握されます。（発言する者あり）

○國務大臣（根本匠君） 速記を止めさせてください。

○委員長（金子原一郎君） 速記を再開してください。

○國務大臣（根本匠君） 有効求人倍率は毎月発表していますから、全体でいえば今一・六四だし、そして業種別の有効求人倍率もそれぞれの、分かる業種で有効求人倍率は計算されています。

○蓮舫君 いや、人手不足の人数はこの業種でござらいで、そして四万人、上限は近日中に示す、これだけの人を入れるんだという見通しがないとこの法案審議できないと思います。需給バランスの数を教えてください。

○國務大臣（根本匠君） 需給バランスの数といふのは、有効求人倍率があるわけですね、有効求人数と有効求職者数。その資料を出せと言われば出せますが、どの分野、あるいは全体、お話をいたいただきたいと思います。

○蓮舫君 いや、私は有効求人倍率は理解しています。

それで、どんなに仕事を求めても人がいないから、だからそこに一時的に外国人に入つていただ

くというのが政府の立て付けなんですが、じゃ、どれぐらいの数が足りないからどれぐらいの外国人に入っています。

○国務大臣（根本匠君） 具体的な数字と言われば、業種、分野別の、今、突然の通告なしの御質問なので、個別の数字を、つまり有効求人倍率から逆算されるわけですから、人手不足というの。その意味では、業種別に出せと言われば、調べてお示しをしたいと思います。

ただ、基本は、基本は、有効求人倍率は、今、たつた今どのぐらい不足しているかというのを、

有効求人数と有効求職者数の差だと私は思いますよ、業種別に。そういうことなんだと思いますよ、人手不足の単月」といえば。

○蓮舫君 委員長、今、資料を出しますとおっしゃいましたので、今日にでもあしたにでも、この人數の、需給バランスの数を出してください。法案の審議ができません。

○委員長（金子原一郎君） 後刻理事会で協議をいたします。

○蓮舫君 法案では条文で、人手不足が解消されたら新たに資格の認定をしないとある。でも、既に外国人の方は入ってきて働いている、雇用契約もあります。労働力がその産業で余剰になつても、その人をすぐ追い出すことにはできない。その場

合の、日本人の労働に影響は出るでしょうか。

○国務大臣（山下貴司君） まず、在留資格の観点から御議論されているんですけど、まず、その在留資格のある期間中はこれはもう在留できるということで、またしっかりと仕事を探していただけるようにサポートをさせていただきたいというふうに考えております。それが雇用契約が切れた後でもおられるように、その在留期間中はですね。

ただ、その在留期間の更新の際に雇用の契約がない場合には、これは更新が認められない場合もあるということは、ということでおっしゃいます。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起としてください。

○國務大臣（山下貴司君） 失礼いたしました。

附

これは、日本人の雇用に影響しないように受入れを停止するということでございます。そうしたこと

ことで受入れを止めるわけでございますから、日本

本人の雇用には影響しないような制度設計をさせ

ていただきたいと考えております。

○蓮舫君 どんな制度設計ですか。

○国務大臣（山下貴司君） これについて、いざ

れにせよ、日本人の雇用について影響しないよう

に入れ、そもそも受入れの段階でもそういう人手不足の状況がどうなるのかということも予測しながらやっていく、労働市場の動向、そういうふたものもしっかりと見ながらやっていくということになります。

○蓮舫君 いや、その業種で労働力が余剰になつても、既に雇用期間の残っている外国人労働者がいた場合、日本人の雇用に影響するじゃないですか。

○国務大臣（山下貴司君） まず、そもそも、人手不足の算定、これは関係業所管省庁と私、法務

大臣がやらせていただくことになるんですが、そこの際に、人手不足のやはり推計というものをやはりきちんと求めていきたいと思います。それで、委員指摘の、もう要するに雇用が足りているという状況がないようにまずやつていく、これが前段階

として、結果的に雇用が確保が満たされて、そして契約更新がなされなくなつたような場合においては、これは、在留期間の更新の際にその雇用契約がないということで、日本人の労働市場に対する影響というものは乏しいのではないかというふうに

いう説明は聞いていません。雇用期間が残っているとき余剰になつた場合、日本人の労働者に影響が出るのではないかと聞いているんです。

○国務大臣（茂木敏充君） この問題、経済財政諮問会議で議論して、その上で今法務省の方に法案を作成し、各省庁で行つておりますので。

まず、各業種ごとのこの不足、これについては、例えば女性の労働参加であつたり高齢者の活用、そして新たな技術、こういったものを用いてもなお不足をする業種、そしてこれは五年間の在留資格でありますから、そういった、当面だけではなくて、五年程度をにらみながら、それぞれの所管省庁においてどの程度の人数が不足をするかという、こういったものを今後精査をするわけでありまして、委員御指摘のように、短期的にすぐ変わるもの、そういうよりも、そういった五年程度を見ながら、様々な技術革新、さらには日本人の活用を図つても不足する業種について、適切な数の外国人を资格も見た上で受け入れるということになります。

○蓮舫君 一見答えているようで何にも答えないんだつたら答弁に立たないでください。

その数の根拠を示していないからやり取りをさせていただいているんです。その数の根拠を、じや、茂木大臣は御存じなんですね。

それぞれの所管省庁においてどの業種でどれくらいの不足が見込まれるかと、こういったことを今後しっかりと検討させていただきます。

○蓮舫君 この件に関して安倍総理は、特に強調するのが移民政策ではないと。これ、移民と言いたくない理由は何かあるんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 移民という定義はもう多義的なものでありますと、特定の定義があるわけでございませんが、言わば、私どもが申し上げていることは、現在、深刻な人手不足に対応するために現行の専門性、技術的分野における外国人材の受け入れ制度を拡充し、真に必要な分野に限り、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるために設ける在留資格、特定技能一号について、在留期間が通算五年に限られており、これを超えて更新することはできないといたしますが、言わば、生産年齢人口が減少していく中において、それを埋めるために、期間を設けず、あるいは家族も帶同で受け入れるといいます。わゆる移民政策は取らないということになります。

これは、今まで我が国が取つてきた政策を大幅にこれは変えるものでありまして、国民の中には様々な議論が存在する中においては、この政策を取るべきではないと我々は考えているということを今まで述べてきているところです。

○國務大臣（茂木敏充君） 考え方については今申し上げました。こういった考え方におきまして、國民の人口に比して一定程度の規模の外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れること

○蓮舫君 総理は期限を付して我が国に受け入れるから移民ではないと国会等では何度も答弁しているのですが、国連の広報によると、三ヶ月から十二ヶ月の移動を短期的又は一時移住、一年以上にわたる居住国の変更を長期的又は恒久移民と呼んで区別するのが一般的と説明。期限のあるなしではないんじやないんですか。移動する民、移住する民のことではないですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 例えば半年から一年とかいうことになりますと、それに定めてい年と違います。それは、例えば私もかつて一年ちょっとと駐在したことありますが、そうすると私も移民になってしまったわけですよ。その定義はちょっといわゆる一般の方々が思っている移民とは違うと、このように、これは間違いなく違うんじゃないんですか。海外に出ている駐在員全部そうなっただやう、ざいます。今、当てはまつちやうじやないです。ですから、それは違うんですね。当てはまつてしましますよ、最初に言われたことは。

これはもう衆議院でも議論されたことあります。ですが、ですから、私が申し上げているいわゆる移民政策というのは、これは、この概念は多義的なものであります。政府としていわゆる移民政策を取ることは考えていないというのは、例えば、

によって国家を維持していくとする政策を取ることとは考えていないということとございまして、今回の制度改正は、期限を付して限られた業種について限定的に外国人を受け入れるものであり、いわゆる移民政策を取るものではないということにござります。

○蓮舫君 総理が思っている移民と一般の方が思っている移民は違うとおっしゃった。じゃ、一般の方が思っている移民って何ですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） いや、私の思っている移民と一般の方が思っている移民が違うといふのではなくて、今、例として、皆さん御理解いただけましたよね。例として、今、蓮舫さんが例として挙げられた移民と、それは例えば半年から十二か月ですね、どこかの国に行つてそこに住むということも含めて移民だというふうにおっしゃったんですが、それとは違うということを私は申し上げておりますので、それは普通に聞いていただければそのように理解していただけたのではないかと思います。

○蓮舫君 そもそも、日本に移民はいないんですか。

○国務大臣（山下貴司君） それは、移民を委員がどういうふうに定義するかによるんだろうと思います。

先ほど委員がおっしゃった国連の移民の定義、

これは、国連では法的な移民の定義はありません。というふうなことを言われておりますし、OECDでも、今言つたその定義については一般的に受け入れられているものでもなく、また、適用も困難だと明示されています。我々は、そのような定義をもつて移民ということを判断しているわけではなく、国民が御懸念されるような移民政策は取らないということを累次説明しているわけでございます。

○蓮舫君 国民が懸念する移民とは何ですか。

○国務大臣（山下貴司君） その例として、これまで、例えば国民の人口に比して一定程度の規模の外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れるということで国家を維持していくこうとする政策、これを取ることは考えていないということでござります。

○蓮舫君 私の父は台湾人です。日本の占領下で日本国籍を有していました。戦後、台湾国籍になりました。でも、日本が好きで、日本を愛し、この国で暮らし、仕事をして、永住権を持つ、納税をして、この国で亡くなり、今もこの地で寝ています。父は移民ではないんですね。

○国務大臣（山下貴司君） 蓮舫委員の御家族の歴史については大変敬意を表すところでございますが、移民という言葉については定義がございません。そうしたことがありまして、この法案の

審議に資するという意味において、国民が懸念するような移民政策は取らないということを累次申し上げていて次第でございます。

○蓮舫君 やっぱり、外国の方に入つてきていただけで働いていただく、外国人労働者という言い方。でも、労働者だけど、共に生活者なんです。

労働分野の法体系をするのではなくて、生活の部分でその方が安心して暮らしていくような体系を整えなければならないから、移民がどうか、

これは移民じゃないんだと強調するだけで止まるんじやなくて、そこはやっぱり定義をして、そこから先に進まなきやいけないんじやないですか。

○国務大臣（山下貴司君） まさに蓮舫委員御指摘のとおりでございまして、これは移民の定義によるものではありません。我が国に来ていただき、暮らし、働き、生活してくださっている外国人の方が、適正に受け入れ、そして適正に受け入れた外国人を、共に生きる、共生をする、そうしたことをについて、我々は総理の指示の下、この外国人の受入れ・共生に関する閣僚会議、これを開かせていただき、省庁横断で政府を挙げて取り組ませていただいているところでございます。

○蓮舫君 やたらと移民という言葉を否定するから、この法案は一体どんな日本の社会をつくろうとしているのかがなかなか理解が深まらないんですね。

自民党の政調が平成二十八年五月二十四日、

「共生の時代」に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方として、移民とは入国の時点でいわゆる永住権を有する者であり、就労目的の在留資格による受入れは移民に当たらないと説明。法務大臣、これ事実ですか。

○国務大臣（山下貴司君） 移民の例としてそのような御説明をしたというふうに報告を受けております。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起^こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） そのような説明をさせていただいたこと自体、事実でござります。○蓮舫君 入国の時点で永住権を有する者。永住権つてどうやって取るんですか。

○国務大臣（山下貴司君） 今お尋ねは、我が国においてということでしょうか。

我が国においてということであれば、我が国において永住での、認められるためには、素行善良であること、そして独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、そしてそういうた者を我が国が国の国益に資するかどうかということを、幅広い観点を法務大臣が判断するということになつて

おります。

○蓮舫君 今大臣が言った三要件の大前提が、継続して十年以上日本に暮らしていることです。つまり、日本に入ってくるときに永住権を持つている人はいないという立て付けですよ。

○国務大臣（山下貴司君） 大前提ということで申し上げた三要件、そしてその永住許可に関するガイドラインということで、このガイドラインにおいて、例えばということで、十年以上継続して在留とか納税義務の公的義務を履行していることなどなどが書いてありますが、それらを総体して、その者の永住が日本国の利益に合すると認められたときに限り永住を認めるということになつております。

○蓮舫君 そうなると、自民党が永住権の説明で、入国の時点で永住権を有する者が移民というのは間違っていますね。

○国務大臣（山下貴司君） 若干整理させていただくと、今申し上げた永住の定義は、我が国の人管法における永住の仕組みでございます。

そこで、移民の定義というのは、我が国の今現

行法令においては移民を定義したものはございません。そして、国連の定義も一般的に適用不可能だという中で、そういうものを一般的に例えばいう例で移民の例として挙げたということであ

ることであります。我が国の法令といふことではありません。

○蓮舫君 自民党の主張は間違つているとお認めになった方がいいですよ。これから外国人労働者をどうするかというときに、過度に言葉に反応するのではなくて、どういう国をつくっていくかというところを議論させていただきたいのに話がかかる合わない。

○国務大臣（山下貴司君） まず、前提として、永住権というのは、他の在留資格からそういうたほど申し上げた要件に即して認められるというものです。他の在留資格の中には、例えばほかの就労資格も含まれております。その上で、我が国の国益に合するかどうかということをしっかりと判断して認めるというものでございます。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 蓮舫君、もう一度質問してください。

○蓮舫君 新しく設ける要件、この資格で十年したら永住権を申請して取得できますかと聞いています。まかさいでください。

○国務大臣（山下貴司君） お答えします。

まず、前掲要件をしつかりしないと、それはあくまで非常に抽象的なお問合せでござります。

まず、十年いられるのかどうか、「二号について」は、在留期間、その都度更新が認められるかどうかをしつかり見てまいります。そして、その上で永住が認められるかどうかについては、永住権取得の判断において、先ほど申し上げた国益に合するかなどの三要件、しつかり見た上で判断するということを御理解いただきたいと思ひます。

○蓮舫君 質問に答えていただけませんか。

特定技能第二号は、最長で十年居住できます。そのうちの五年は就労ビザです。これは永住権取得の要件に当てはまっています、そうですねと聞いているんです。

○国務大臣（山下貴司君） 先ほど申し上げたように、十年以上居住というのはあくまでガイドラインの世界であります。そのガイドラインに当たはまつたから自動的に認めるものでもございません。このことではあります。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） まずは、その永住権の要件については先ほどの言つたとおりでござります。

ます。

そして、十年住まわれた方、これはもう在留資格、問いません。ガイドラインの要件は満たすと「いう」とにはなると、我が国に適正に在留資格があるのですよ。十年継続して住める資格ということであれば、それは我が国に適正に在留をしていただき、あるいは納税義務を果たしていただく、その他国益に合するという要件が認められるのであれば、在留、永住権の審査ということになります。

ですから、と「いう」とでござります。

○蓮舫君 審査を経て許可が出るかどうかは分かりません、これは法務大臣の判断ですから、審査があるわけですから。でも、その審査以前に特定技能二号は永住権を申請できる、その要件は満たしているでしょう、申請はできる人になるんでしょう。

○国務大臣（山下貴司君） どうも誤解があるようですが、特定二号というものは期間が決まっていますが、特定二号といふのは期間が決まっていて、その更新においてはちゃんと特定二号の活動をしているかどうかは見ているわけです。ですから、特定二号の資格を得たからといって十年住めることにはならないということですよ。

○蓮舫君 再度確認します。

特定技能二号は、認められるかどうかは別として、申請はできる有資格者ですね。

○国務大臣（山下貴司君） 特定技能を「二号」を取得してすぐに出せるかというと、それはノーであります。

そうではなくて、特定技能の結果十年おられたということになれば、その先ほどのガイドライ

ンの十年という要件は満たしているということになります。

○蓮舫君 どうしてこの答弁を聞くためにこんなに長々とやり取りをしなきやいけないのか、私はちょっと、委員長、全く分からんんですが。

〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてください。

○国務大臣（山下貴司君） 失礼いたしました。

十年というのはあくまでガイドライン上の目安だということを申し上げた上で、日本に適正に十年おられた場合、それは、そのどれを十年で見るかということも今後検討しなければなりませんが、そうしたことで申請ができるということはそのとおりでござります。これはあらゆる在留、あらゆるというか、適正に日本におられればということになります。

○蓮舫君 これはあらゆる在留、あらゆるといふいます。これはあらゆる在留、あらゆるといふいますので、ほかの資格もそうでござります。

○蓮舫君 再度確認します。

特定技能二号は、認められるかどうかは別として、申請はできる有資格者ですね。

○国務大臣（山下貴司君） 特定技能を「二号」を

取得してすぐに出せるかというと、それはノーであります。

そうではなくて、特定技能の結果十年おられた

ということになれば、その先ほどのガイドライ

ンの十年という要件は満たしているということになります。

つまり、新たに新設する一つの資格は、十年暮らしたら、働いて、そうしたら永住権への道が開かれる、つまり移民政策への入口じやないですか。総理、違うんですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まず、これは、特定一号、二号があるというのは、これは皆さん

御存じのとおりなんですが、特定一号、技能一号よりも高い専門性、そして熟練した技能を有する外国人材を受け入れるために設けるのが在留資格特定技能二号であります。特定技能二号についても、現行の専門的、技術的分野における他の在留資格と同様、一定の期間を設けて在留が認められるものであって、新設となるいずれの資格も一定の期間を設けて在留を許可するものであります。

なお、特定技能二号が適用される業種は、これは今ちよつと誤解があるようなんですが、特定技能一号が適用される業種からこれはかなり絞られる見込みであります。さらに、一号に該当する業種が二号に存する場合であっても、その資格を取得するためには、業所管省庁が定める一定の資格に合格する必要があります。特定技能一号での在留を続けることによって自動的に認められるものではないということとは申し上げておきたいと思います。

これまで、ハードルはかなり高いものになります。

そしてまた、特定技能二号の期間は、現在の：

：（発言する者あり）済みません、ちょっと……

○委員長（金子原一郎君） 御静粛に。御静粛に。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 委員外の方々の発言で非常に質問がしにくい、妨害されておりますので、委員長、ちょっと注意していただけますか。

特定技能一号での在留を続けることによって自動的に認められるものではなくて、これ、ハードルが高いということはそのとおりだということを御理解をいただきたいと思いますし、また、特定技能二号の期間は、現行の専門的、技術的分野における他の在留資格と同様、更新をすることができますが、これは日本での活動状況等が厳格に審査されて初めて許可されるものであります。

そしてさらに、我が国での永住が認められるためには、素行善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、そして引き続き十年以上我が国に在留していることなどの厳しい条件が課されている。

以上述べたように、特定技能の在留資格を得さえすれば我が国での永住が認められるというものではありませんし、そして、私たちが申し上げているいわゆる移民政策ではないというの御理解いただけるのではないかと思います。

○蓮舫君 総理、自民党の議員を見るんじやなく

総理は、世界から尊敬される日本、世界中から

優秀な人材が集まる日本をつくり上げていく、これは立派な方針だと思います。ところが、今やり

取りをさせていただくと、決めた期間だけ働きに来てもらう、人が余ったら帰つてもらう、家族の带来は大きく制限、永住権は本当にハードルが高

い、何人来るか分からず、保険制度、教育の在り方未定、人権が守られるかどうか分からず。

三枚目に、新たな外国人受入れのプロセス、これが法務省に作つてもらいましたが、こんなすかすかなプロセスで本当に決めるんですか。余りにも虫のよい法案だと言わざるを得ないんですが、いかがでしようか。

○委員長（金子原一郎君） 答弁の前に、傍聴議員に申し上げます。質疑の妨げとなりますから、御静粛にお願いいたします。

○国務大臣（山下貴司君） 委員御指摘のように、優秀な人材を我が国に引き付けるためには、外国人の方を我が国で働き、生活する方として迎え入れ、社会の一員としてその生活環境を確保することが重要でございます。

私は、先般、例えばベトナムの法務大臣であるとかあるいはミャンマーの高官、いろいろ話してきましたが、日本で働きたいというふうなことを本當に両国民とも願つてているというふうなことを聞かれました。

ただ、そのために、やはり我々としてしっかりと、この新しい受入れ制度で来る外国人に限らず、我が国で働き、学び、暮らす外国人全体を受け入れる、その政策が必要でございます。そのために、先ほど御紹介した関係閣僚会議において、総合的な対策ということで、適正な労働条件と雇用管理の確保や労働安全衛生の確保、日本語教育の充実や住まいの入居支援など、しっかりとやらせていただきたい。

そして、ということでお、この日本で働くことが魅力があるのだということを是非外国の方に分かっていただぐ仕組みに政府を挙げてしていきたいと思います。

○蓮舫君 その仕組みが全く分からぬから、先ほどからやり取りさせていただいているんです。安倍政権は、カジノ法案はIRと言い換えました。あるいは、過労死御遺族の方々が残業代ゼロ、過労死促進になるというのは高度プロフェッショナル制度と言い換えました。日米FTAはTAGと表現する。そのように、中身をこまかす言い換えを大得意としているんですが。

この新たな外国人労働者の問題は、定義はやっぱりしっかりとをして、そして、働きに来たいといいう方、働きに来てくださる方たちが労働者としてだけではなくて生活者として、その住環境も含めて、多様な宗教の在り方も含めて、多文化共生の

在り方をして、それを議論しなければいけないのに、何で入管法で法務省だけなんですか。厚労省や文科省や経済産業省や、全ての省庁で想定できる課題に、こういう答えがあるから大丈夫だという、私は思うんですが、総理、違いますか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これは、それはそのとおりなんです。我々もですね、我々もその上にのつとつて検討を重ねてきていたところでございます。

現在、確かに、先ほど答弁いたしましたように、いわゆる移民政策ではないということを申し上げておきました。これは、実態とは違う不安を国民の皆様が抱くことがないように、私たち政府としてのいわゆる移民政策とは何かということを申し上げたわけでございます。

その上で、この人手不足に対応するために、海外から来ていただく優秀な人材の方たちには日本に来て仕事をして良かつたと思って帰つていただけるようにしなければいけないわけではございませんし、來ていただけの方も受け入れる方も両方とも良かったと思える制度にしたいと、これはもう本気でそう思つてます。

○蓮舫君 是非、今おっしゃられたことを法案審議の前に明確にしていただきたいと、しっかりと連携をして準備を進めていかなければならぬと考えております。

そのため、現在、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策として、適正な労働条件と雇用管理の確保や労働安全衛生の確保、そして日本

語教育の充実、また公営住宅や民間賃貸住宅等への入居支援などの各種取組の拡充等を検討しております。しっかりと実行に移してまいりたいと、こう思います。その中におきまして、現在の技能実習生等々にまつわる様々な課題、問題についても真正面から向き合いつつ、しっかりとその中の問題が起らぬように対応しなければならないと、こう考えております。

また、外国人の方の人権への配慮等についても、これまでも積極的に検討を重ねてきたところであります。が、技能実習制度における不適切な事案の発生なども踏まえて、今般、出入国在留管理制度を創設するなど体制面の大幅な増強により、外国人の方々の人権救済を含め出入国・在留管理制度が適正に施行され、優秀な外国人の方に安心して日本に来ていただけるように、関係省庁がしっかりと連携をして準備を進めていかなければならぬないと考えております。

○蓮舫君 是非、今おっしゃられたことを法案審議の前に明確にしていただきたいと、しっかりと連携をして準備を進めていかなければならぬと考えております。

次に、消費税増税の前提となる行革の視点でオリパラ予算について伺いたいんですが、総理、櫻田大臣をなぜオリパラ担当大臣に指名したんです

か。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 東京オリンピック・パラリンピックに向かつて、まさに当時、文部科学副大臣としてしっかりと担当として頑張つてこられた方でございまして、この情熱を再来年に迫つたオリンピック、パラリンピックの成功に生かしていただきたいと、こう思つております。

○蓮舫君 櫻田大臣のホームページ、五年間調べました。政治理念、政策には、どこにもオリンピックの文字が一文字もありません。オリパラ議連の役員でもない、あるいはオリンピックに懸ける情熱がブログで熱く書かれているものはありません。副大臣のときに、機械的に行つたどことこの場所で、行きましたという報告はあります。が、大臣、御自身でオリパラ担当にふさわしいと考えるのはどこでしようか。

○国務大臣（櫻田義孝君）なぜ選ばれたかは私は分かりませんが、それは総理が適材適所と思って選んでいただけたと思って、その選んでいただいた人に、立派に任務を果たすようにしっかりと取り組んでいくつもりでございます。

○蓮舫君 じゃ、基本的なことから教えてください。

東京オリンピック・パラリンピックの三つの基本コンセプトは何でしょう。

○国務大臣（櫻田義孝君） 御指摘のとおり、基

本方針は、オリパラ特別措置法第十三条に基づき、国として、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、平成二十七年十一月に閣議決定をされております。

具体的には、こうした観点から、大会の円滑な準備及び運営の推進の意義に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき具体的な措置などについて記載しております。

今後、この基本方針に従つて、大会の準備、運営に当たる組織委員会、東京都と十分な連携を図り、万全を期していく所存であります。

○蓮舫君 櫻田大臣、今お読みになられたのは政府としての基本方針で、私が聞いているのは東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会が掲げている三つの基本原則です。

○国務大臣（櫻田義孝君）全ての人が自己ベストを目指し、一人一人が互いを認め合い、そして、未来につなげよう、この三つの基本コンセプトとして、史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とするであります。

○蓮舫君 全員が自己ベスト、多様性と調和、未來への継承、これが三つのコンセプトになって予算付けされています。

ちなみに、この大会ビジョンも御存じですか。

（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君） 御静聴に。

○国務大臣（櫻田義孝君）全ての人が自己ベストを目指し、一人一人が互いを認め合い、そして、未来につなげようと三つの基本コンセプトとして、改革をもたらす大会であります。（発言する者あり）

○委員長（金子原二郎君）速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原二郎君）速記を起こしてください。

○国務大臣（櫻田義孝君）スポーツには世界と未来を考える力がある、これが基本コンセプトでございます。

○蓮舫君 このビジョンがあつて、三つの基本方針があつて、それに対して関連予算が作られ、国、都、そして組織委員会の支出が決まるんです。この前提条件を常に頭に入れておいてください。そうしないと、改革なんか絶対できませんから。

○蓮舫君 こちら見ていただきたいんですが、オリンピック予算は、平成二十五年の立候補ファイアルでは大會経費八千二百九十九億円とされていたものが、平成二十九年十二月、一兆三千五百億円になりました。今年、東京都は新たに八千百億円を追加しました。そして、先月、会計検査院が検査結果とし

て、国の支出額が八千十一億、千五百億から八千十一億に膨れると指摘をしました。総額で二兆八千百億円です。

大臣、これ幾らまで膨れるんですか。

○国務大臣（櫻田義孝君） 東京大会においては、東京都がIOCと締結した開催都市契約に基づいて、計画、運営が東京都に委任されています。その準備、運営は東京都が設立した組織委員会が実施しており、東京都と組織委員会が事業主体としての責任を持つていてあります。また、東京都や組織委員会の取組を支援する立場でござります。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてください。

さい。

○国務大臣（櫻田義孝君） 檢査院が集計した八千十一億円の大部分は、未来の行政目的のために実施している事業も含まれているところであります。大会経費の国負担は、一千五百億円以外の事業で、大会の準備、運営、特に資する事業の支出が幾らになるのかについては、今後の予算編成と事業執行をもつて決まるので、現時点で示すのは困難であります。いずれにせよ、経費の効率的な

執行に努めてまいりたいと思います。

○蓮舫君 済みません、じゃ、ちょっと会計検査院、検査の概要を教えてください。

○説明員（堀川義一君） お答え申し上げます。会計検査院は、平成二十九年六月五日に参議院から御要請をいただいた東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等について検査した結果を本年十月四日に御報告いたしました。

その概要を申し上げますと、政府の取組状況に関する報告に記載された取組内容に該当する事業及び平成二十五年度から二十九年度までの支出額について、各府省等から一律に調書の提出を受け集計したところ、二百八十六事業、八千十一億円となることや、新国立競技場の改修について、二十九年度末時点では改修に係る財源や期間及び必要となる業務の規模の方向性については定まっていないことなどを記述しております。

○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてください。
○国務大臣（櫻田義孝君） 檢査院が集計した八千十一億円の大部分は、未来の行政目的のために実施している事業であります。大会経費の国負担一千五百億円以外の事業で、大会の準備、運営等に特に資する事業の支出額が幾らになるのかについては、今後の予算編成と事業執行を経て決まるもので、現時点では示すのは困難であります。

○蓮舫君 いや、じゃ、この八千十一億で指摘された中で、国は国の関連予算は幾らだと思っていました。

意向調査等を行うこと、文部科学省は、その内容

に基づき民間事業化に向けた事業スキームの検討を遅滞なく進めるなどに留意して、三十二年七月から開催に向けて、大会の円滑な準備、運営等に資する取組を適時適切に実施していく必要があるとしております。

以上でございます。

○蓮舫君 今報告あつたように、本来、国は千五百億円だけが関連予算としていたものが、八千十億円まで膨れている。それをきつちり整理しろと言われているんです。

これ、なぜ千五百億、千五百億の内訳は千二百億円が国立競技場です、三百億がパラリンピック大会です。それ以外の国の関連予算、なぜここに入れなかつたんですか。小さく見せるためですか。

○国務大臣（櫻田義孝君） これは、答弁は先ほどと同じになりますが、検査院が集計した八千十一億円の大半は未来の行政目的のために実施している事業であります。大会経費の国負担一千五百億円以外の事業で、大会の準備、運営等に特に資する事業の支出額が幾らになるのかについては、今後の予算編成と事業執行を経て決まるもので、現時点では示すのは困難であります。

○蓮舫君 いや、じゃ、この八千十一億で指摘された中で、国は国の関連予算は幾らだと思っていました。

センターは、大会終了後の新国立競技場の改修について速やかにその内容を検討して、的確な民間

○国務大臣（櫻田義孝君） 千五百億円でございま
す。あつ、ごめんなさい、千五百億円でございま
す。

○蓮舫君 会計検査院報告の指摘を踏まえた調査

結果についてオリパラ事務局が出している紙は、
大臣の指示で出したんではないですか。

○国務大臣（櫻田義孝君） そうであります。

○蓮舫君 そこには関連事業予算は千五百億円と
書いてありますか。

○国務大臣（櫻田義孝君） それは千七百二十五
億円であります。

○蓮舫君 さつきの千五百億円は何でした。

○国務大臣（櫻田義孝君） 支出額千七百二十五
億円は、関係者間で合意したスポーツくじ財源等、
大会経費千五百億円に係る支出額でありまして、
日本選手の競技力向上、大会成功に向けて大会經
費のほかに国が実施するオリパラ関係予算の事業
の支出額などの五年間の支出額でございます。

一層の透明性を確保して、オリパラ関係予算に
加え、支出段階でも集計、公表を行って、丁寧に
説明していきたいと思つております。
○蓮舫君 八千十一億分のうちで国の関連事業は
千七百二十五億円としているんですが、これ以外
に関連事業はありませんね。

○国務大臣（櫻田義孝君） それは、本来の行政
目的のために実施しておる大会に直接資する金額

を算出する」ことが困難な事業、あるいは本来の行
政目的のために実施しており大会との関連性が比
較的低い事業であります。

○蓮舫君 大会に資することが困難と判断した場
合には国の関連事業として整理をしていないとい
う御説明でした。

じゃ、伺います。日本オリンピック委員会や日
本スポーツ振興センターを通じてオリンピックで
のメダル獲得に向けて選手を指導する事業、これ
も関連予算から外れています。なぜですか。

○国務大臣（櫻田義孝君） 日本選手の競技力向
上に向けた、大会成功に向けた大会経費のほかに、
国が実施するオリパラ関係予算の事業の支出額六
百七十七億円などの五年間の支出額、二十五年か
ら二十九年であります。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 速記止めてください。
〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起こしてください
さい。

もう一つ、大変心配しているんですが、新国立

競技場、これ、本来の、旧計画では千五百億円で
した。それが三千億まで膨れて、ザハ・デザイン
が撤回され、遅きに失しましたが、安倍総理が
三年前に白紙撤回という判断をして、そして新た
に新整備計画が立てられました。

この仕切り直しされた新整備計画は、何にどの
ような予算を立てましたか。

○国務大臣（櫻田義孝君） お答えいたします。

○蓮舫君 私がいただいた紙では入っていません。
確認してください。（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 御静聴にお願いしま
す。

○国務大臣（櫻田義孝君） 千五百億円の中には
入っておりませんが、千七百二十億円には入つて
も踏まえつつ、建設費の支出が平成三十一年度ま

おります。

○蓮舫君 私がいただいた紙では、三十年度に事
業が終了しているから入つていないという整理を
いただきました。

○国務大臣（櫻田義孝君） 先ほどお答えしたと
おりでございまして、日本選手の競技向上には、
に入っています。

○蓮舫君 再度、これは、じゃ、検討させていた
だいて、お互い確認をまたほかの委員会でやらせ
ていただきたいと思います。

でに集中するところから、収支バランス上、長期借入れを行う資金計画を策定をさせていただいております。

○蓮舫君 いや、違います。新整備計画の総額、何にどの財源を幾ら充てるかを聞いているんです。

○国務大臣（柴山昌彦君） そのお尋ねの内訳についてでありますけれども、スタジアム本体及び周辺工事費、そして設計監理費については、計千五百九十億円を上限とする方針が示されています。その後、これら本体工事費を千五百五十二億円で契約を行うほか、財源スキームでは事項のみであつた通信・セキュリティー関連機器に必要な経費が明確化する等、滞りなく進捗をしております。

今後、什器などの調達、本体工事費のインフレスライドなどにより経費全体の変動も見込まれますけれども、現時点では、本体工事費については整備計画の上限の範囲内、具体的には千五百九十億円となる見通しでございます。

文部科学省といたしましては、来年十一月末の竣工に向け、引き続き、関係機関と連携をして新国立競技場の整備を着実に進めるとともに、JSCの整備コストの動向等、これを毎年しっかりとチェックをしてまいります。

○蓮舫君 会計検査院に確認します。

今、柴山大臣がお答えした千五百九十億円の新

国立競技場の新整備計画で、ここに入っていない、これまで使つてしまつた国民の税金由来、toto。売上げ等のお金は幾らですか。

○説明員（堀川義一君） お答え申し上げます。

新国立競技場の整備費用については、新国立競技場工事、設計監理等に要する見込額千五百八十一億円以外に、日本青年館・JSC本部棟移転経費、通信・セキュリティー関連機器、什器等整備費等がござります。

これらの経費については、会計検査院の今回の報告に記述している新国立競技場の整備に伴う経費の執行状況によれば、二十九年度までの契約金額が計四百十四億余円となるものでございます。

以上です。

○蓮舫君 今お答えいただいたとおり、柴山大臣、千五百八十一億円だけじゃないんです。既に四百二十億円使われて、国立競技場の整備は二千億も使われているんです。この実態は御存じでしたか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 御指摘のとおり、千五百九十億円を上限とする見込みということ、そして今お話しになられた、既にそれ以外の余剰の費用が発生しているという、との食い違いは承知をしております。

ただし、いわゆるその余剰の部分につきましても、当初想定をしていた埋蔵文化財等の調査費あるいは日本青年館等の移転経費、これは元々外側

の費用として想定をしていた部分でありまして、これにつきましても、先ほど私が冒頭紹介させていただいたとおり、toto。振興くじの売上げ等に基づきまして償還をさせていただきたいと、このように考えております。

○蓮舫君 前の整備計画の失敗に固執する余り、千五百八十一、九十億円の上限は守ると言ひながら、そこからこぼれたお金はほかの説明を付けて本体予算とは違うと言つているんですが、整備費用等がござります。

JSCさん、財源は全て確保されていますか。

○参考人（大東和美君） 御説明いたします。

今御説明がありましたお金の件ですが、私ども当初から計画していた内容に間違ひございません。既に三百十一億円を借り上げておりますが、後必要に応じて借りるという予定にしておりますけれども、これはなぜかといいますと、スポーツ振興くじを充てることなんですねけれども、実際作業をやっていますと日々コストが発生します。その支払の充当のためにお借りすると、お借りしたというところでございます。

○蓮舫君 三百十一億お金が足りなくて、もう既に借りてしまった。この三百十一億を、toto。スポーツ振興くじの売上げから一〇%分をJSCに入れて返す。いつ完済しますか。

○参考人（大東和美君） 項目としては特定金額ということで、平成三十五年、二〇二三年までに売上げの一〇%を返すという予定になつております。

○蓮舫君 今借りた三百十一億を返すのもオリンピックが終わつた三年後です。しかも、更に四百八十億円足りないんじやないです。

○参考人（大東和美君） 今そこは検証中であります、約そのぐらい不足するということになりまして、トータル七百九十億辺りを見込んでいる

ということです。

○蓮舫君 現段階で一千億に膨らんだ新国立競技場、そのうちの千五百九十億の財源が七百九十四億円足りなくて借金することになりました。三百十一億は、平成三十五年、オリンピック大会が終わつて三年後。じゃ、残る四百八十億はいつ返します。

○参考人（大東和美君） 現在の計画では、平成

三十六年、二〇一四年までに売上げの五%ということで考えてやつております。（発言する者あり）あつ、済みません、失礼しました。平成でいいますと四十三年度ということになります。

○蓮舫君 つまり、今足りなくてこれから借りるとされる四百八十億を、t o t o の売上げが変わらない、新たに支出がないという前提でも、オリンピックが終わつて十三年掛かるんです。これは、

本当にこの計画は、収支は健全性が保たれているとお考えでしょうか。

○参考人（大東和美君） 私ども、スポーツくじの売り方も含めまして銳意整理しているところでありますが、この目標に向かつてしっかりとやつていくという決意であります。

○蓮舫君 しつかりやつていくという決意を示されても困るんです。しつかりやつていく保証が欲しいんです、私は。

しかも、これは新たに財政支出、柴山大臣に聞いた方がいいでしようか、大会終了後、これ改修するんじゃないでしょうか、スタジアム。

○国務大臣（柴山昌彦君） お答えをいたします。今委員御指摘のとおり、新国立競技場は大会後どのように維持管理するかということにつきまして、水落副大臣の下で関係閣僚会議が大会後の運営管理に関する検討ワーキングチームで検討をいたしました。昨年十一月にその基本的な考え方を

取りまとめ、二〇一九年年央をめどに民間事業化のスキームを構築しておりますが、そこでは臨場感ある球技専用スタジアムに改修することなどを提案をしていると承知をしております。

これに向けて、気になる財源の問題ですけれども、民間事業者の意向確認などを行なながら、業務の範囲、期間、運営権の対価などを検討する」としておりますと、その結果に基づいて、維持

管理に関する長期的なコストとその負担の在り方について一定の整理を行うというように承知をしております。

文部科学省といたしましては、この改修後の新

国立競技場が大会後のレガシーとして有効に活用されることが重要だと考えておりまして、民間事業者の創意工夫を活用して、維持管理コストの削減等に努めることで国民に長く愛されるスタジアムとなるようしつかりと取り組んでいきたいと思

います。

○蓮舫君 今の段階では、まだ整理をしているから、これから費用が幾ら掛かるか分からぬ。掛かる費用です。大会終了後、競技場は八万席の球技専用スタジアムに改修をします。民間業者を活用してホスピタリティー機能を充実するために改修するので、競技場は二年間使えません。でも、この二年間、経費は掛かります、収入はありません。

さらに、この経費に加えて、改築後、五十年間に必要な大規模改修費も必要になります。これ、前計画のとき、ほぼ今の計画とも変わらないと思

うんですね、掛かる費用。前計画のときには、ライフサイクルコスト千四十六億円と試算をされていました。つまり、一千億円を超える経費がこれ以上掛かるという、これはお認めになりますか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 将来的な事業のスト

ラクチャーでありますので、十分、今御指摘になられた諸要素も含めて、意見聴取と検討を重ねていく必要があるかというように思いますし、そこには様々な民間事業者の現場に基づく建設的な提案や知見を踏まえて考えていく必要があると思つております。

また、我々といたしましても、JSCとしつかりと連携をして、費用や責任の面での適切な公的負担の在り方も吟味をさせていただく必要があることから、相当の時間を掛け、そして適時にJSCにも報告を求めつつ検証していきたいと、このように考えております。

○蓮舫君 民間を活用するというんですけれども、国立競技場の整備費用はJSCです。すなわち、国の運営費交付金が、それからtoto財源しかないんです。toto財源はこれから十一年間ずっともう使い道が決まっているんです。更に足りなくなるかもしれません。そこにライフサイクルコスト一千億以上が掛かってくる。

今大臣は民間の力を活用すると言いましたが、旧計画でJSCが民間に頼つて収支の計画を立てたら、平成二十五年十一月、收支見込みと年間改修費を入れたらマイナス十億の赤字でした。その後、二年後にもう一回計算し直したらマイナス二十億の赤字でした。やればやるほど赤字という、とてもやつてはいけない失敗前例があるんですね。

この部分を理解した上で、櫻田大臣、これ要請したいと思うんですが、大臣ももう少し予算の在り方を把握していただきたいんですけど、これまで行政改革として行政事業レビュー・シート、基金シートを作つて整理をしてきていただきました。オリパラ関連事業シートを作つてガバナンスを取つていただけませんか。

○国務大臣（櫻田義孝君） レンボウさんの言うとおり、検討してみたいと思っております。

○蓮舫君 蓮舫です。

次に、検討したかどうかというのはまた引き続き委員会で聞かせていただきますので、是非実施をしていただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 次に、残る時間で消費税増税。

総理、増税で国民の理解を得るために最も必要なものは何だと総理はお考えでしようか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この増税の目的について理解をしていたけど、また、増税をする以上、必要な歳出削減等にしっかりと取り組んでいるかどうかということも含めて、国民の皆様の納得が必要なんだろうと思つております。

○蓮舫君 私は信頼が優先されると思います。つまり、政府や政治に対する信頼がある、税金が無駄に使われない、行政サービスとして自分に必ず返つてくる、この信頼があつたら増税の納得の説明をする効果というのは上がると思うんですが。

驚いたんですが、総理、先日、安倍総理は国会に議員が一番信頼されていないと挨拶をされました。が、それは御自身のことですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） これはアンケート調査の結果、自衛隊の記念日でお話をさせていたいて、一番信頼されているというところで自衛隊だったという話をさせていただいて、その調査によると残念ながら国会議員が信頼されていないという結果になつていたので、頑張つていきました。

○蓮舫君 まあ財務省内で公文書は改ざんされる、そのトップの首は飛ばさない、自衛隊の海外活動日報は隠蔽をする、総理の腹心の友や総理夫人の知人は優遇される、政府は誰も責任を取らない。

これは、やっぱり安倍内閣のこの姿勢というのは、結していると指摘せざるを得ません。

その上で、消費税増税の結果、社会保障の充実化と財政再建を同時に進めていくと総理は言つておられます。が、それは実現可能でしようか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 我々、消費税率を引き上げまいりますが、これは、まさに社会保障制度を持続可能なものにしていくということをござります。この少子高齢化の中において、しっかりと安定財源を得ていく、それと同時に國の

信認を維持をしていくことであります。

その中で、財政再建も進めてまいりますが、財政再建を進めていく上においては、経済を成長させていかなければ、デフレから脱却をして経済を成長させていく必要があるということでございまして、同時に進めていきたいと考えております。

○蓮舫君 全く賛同いたします。そのための協力は惜しみないと存じます。

ただ、こちら御覧いただきたいんですが、眞ん中が安倍内閣が既にほこにした三党合意によるものです。その隣が総理が使途変更によって使い道

がこのように変わったという変化の結果なんですが、そもそも軽減税率で減収がマイナス一兆円、社会保障の充実が膨らむ、その結果、借金返済は二・四兆、およそ消費税一%分なくなるということになります。政府の大変甘い前提の試算でも、プライマリーバランスが黒字化するのは二〇二〇年を大きく越えて二〇一七年、現実的な一%成長でいつプライマリーバランスがゼロになるかといつたら、それは分からない、政府の試算では出されていません。

つまり、一・七兆円を幼児教育無償化等に大きく使い道を変えた。でも、その結果、将来世代の育つていく子供たちの負担を更に重くしてしまったことにつながりませんか。

○国務大臣（茂木敏充君） 今回、我々、国民の

健全化、そしてまた子育て世代への支援の充実、子供たちへの投資、さらには社会保障の充実と、半分ずつ使うという形にさせてもらったわけであります。当然、それによりまして、P B 黒字化と、目標年次二〇一〇年の達成が困難であると、しかし、現在の足下の経済のトレンド等々を見まして、しっかりと歳出削減も行った上で二〇二五年にP B の黒字化をすると、この目標については堅持をさせていただきたいと思っております。

将来世代への負担の先送りではないかと、こういうお話をありました。我々は全世代型社会保障をつくっていくと、そういう大きな第一歩として、まず今、子育ての世代、非常に負担といいうものがあるわけであります。これを負担を軽減する大胆な施策をこの使い道の変更の中で一・七兆円確保いたしております。

○蓮舫君 このへこんだ軽減税率による税収一兆円、これいろいろな財源集めて手当てるんですけど、せめてそれは借金返済にプラスに上乗せをして、将来世代の負担をマイナス一・四兆円にしていただきたいと思いますが、總理、いかがでしょう。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 軽減税率の、これは一兆円ですが、の分につきましては、総合合算制度については、これは行わないということで

ございまして、この分は落ちていくと。そして、残りの六千億円だったかな、この六千億円につきましては、これはこの後の予算編成の中においてしっかりと財源を見付けていきたいと、このように考えております。

○蓮舫君 それと、全世代型に消費税の恩恵、還元するんだと言っていますが、保育所に入りたいのに待機児童となつて家で育児せざるを得ない、仕事も諦めざるを得ない、この方たちに無償化の恩恵はありますか。

○国務大臣（茂木敏充君） まず、待機児童解消に向けての三十二万人分の施設につきましては、二年間前倒しをして整備をするということにいたしました。そして、今回、三歳児から五歳児、幼稚園、保育園、さらには認定こども園、そして保育の必要性と、こういう観点から、認可外につきましてもしっかりと無償化をするという方針を打ち出し、来年の十月から実施をさせていただきます。

こういったことをしっかりと広報もしながら、今自宅で子育てをされていると、こういう選択をされる方もいると思いますが、その保育所に預けたいという方が預けられるような環境をつくっていきたいと思っております。

○蓮舫君 違います。意に反して待機児童になつて自宅で育児せざるを得ない人に消費税還元され

ますか。

○国務大臣（茂木敏充君） 消費税の使い道につきましては、申し上げたように、一・七兆円分につきまして子育て世代に大胆に投資をするという形を取つております。さらには、待機児童解消に向けまして三十二万人分の施設を二年間前倒しをして行つていきたいと思います。

○蓮舫君 家で育児をせざるを得ない人に消費税増税分の還元がありますか。

○国務大臣（茂木敏充君） 消費税は直接還元するものではありません。こういった子育て世代を支援する全体の施策の中で支援をしていきたいと考えております。

○蓮舫君 幼児教育無償化の還元はありますか。

○国務大臣（茂木敏充君） 個々の家庭によつてどう育てたいかと、そういう判断はあるというお話を申し上げました。その上で、預けたいと思う方にとっての施設等を整備をする、サービスを提供する、こういった意味においては還元といいますが、支援策は取つてしまいりたいと考えております。

（発言する者あり）

○委員長（金子原一郎君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（金子原一郎君） 速記を起してください。

○國務大臣（茂木敏充君） 消費税、御案内とのおり、個々の家庭に還元するという性格よりも、先ほど申し上げましたように、一・七兆円等々投じて子育て世代の教育の支援を行つていく、そういう過程において、預けることができない現状である人についても、施設整備、さらには無償化となる環境をつくることによって預けられるようす。

○蓮舫君 全く答えていません。分かつていてから答えられないんだと思いますが、待機児童で、家を預かる、家で子供を育てるしかない人、もしかしたら仕事も諦めざるを得ない人たちに幼児教育無償化の還元はないんです。しかも、無償化される保育園や幼稚園というのはそもそも所得制限がありますから、高所得者ほど保育料は高い、低所得者ほど低い。これ、一律無償化したら高所得者が最も恩恵をあずかります。こういう不平等なことが社会保障の充実だというのは私は全くおかしいということを申し上げ、質問を終わります。

○蓮舫君 全く答えていません。分かつていてから答えられないんだと思いますが、待機児童で、家を預かる、家で子供を育てるしかない人、もしかしたら仕事も諦めざるを得ない人たちに幼児教育無償化の還元はないんです。しかも、無償化されてにおいて完璧な人材なんという人はこれはまあめったにいないというか、もとよりなかなかいいんだろうと思いますが、それぞれの専門性やこれまでの経験や調整能力、発信力などを総合的に勘案し、それぞれのポストに適材を配したと考えております。

○蓮舫君 以上で蓮舫君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（金子原一郎君） 以上で蓮舫君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（金子原一郎君） 次に、杉尾秀哉君の質疑を行います。杉尾秀哉君。

○杉尾秀哉君 立憲民主党・民友会の杉尾秀哉であります。蓮舫議員に引き続いて質問させていただきます。

「さります。蓮舫議員に引き続いて質問させていただきます。

十月二日、第四次安倍改造内閣スタートしまし

た。記者会見で総理は、適材適所の考え方の下、

これまで最も多い十二人が初入閣したと述べま

した。ところが、先ほどの櫻田大臣の迷走答弁も

あった。

安倍総理に改めて伺います。今回は、こうした初入閣組の方も含めて適材適所内閣ということです。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 人事は常に適材適所でございまして、これは御党も同じだと思いますが。

私も皆さんから様々な御批判を受けますが、全

てにおいて完璧な人材なんという人はこれはまあ

めったにいないというか、もとよりなかなかいい

いんだろうと思いますが、それぞれの専門性やこ

れまでの経験や調整能力、発信力などを総合的に

勘案し、それぞれのポストに適材を配したと考えております。

○杉尾秀哉君 世間は適材適所と見てないという

ふうに思いますよ。総裁選の論功人事じゃないか

というふうにメディアから伝えられています。在

庫一掃セール、滞貨一掃内閣、こういうふうな呼称もありました。

大体、改造しますと、私も長くメディアにいま